

四日市市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第26号

四日市市公共下水道条例の一部を改正する条例

四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項（除害施設を除く。）の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 管理者が認めた<u>ディスポーザ部、排水配管部及び排水処理部</u>から構成される<u>ディスポーザ排水処理システム</u>（以下この号において「システム」という。）を公共下水道へ接続しようとするときは、次に掲げる書類</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>公益社団法人日本下水道協会による製品認証書の写し</u></p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項（除害施設を除く。）の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 管理者が認めた<u>ディスポーザと排水処理槽</u>から構成される<u>ディスポーザキッチン排水処理システム</u>（以下この号において「システム」という。）を公共下水道へ接続しようとするときは、次に掲げる書類</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>管理者が別に認めた評価機関が発行するシステムの適合評価書の写し</u></p> <p>3から5まで (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局生活排水課)